

## 平成29年度第2回労働安全衛生研修会の開催について 「事業場におけるメンタルヘルスケア」をテーマとして

中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター

平成29年11月22日(水)13時00分からグランヴェール岐山(岐阜市)3階末広の間において、当協会主催の第2回労働安全衛生研修会が開催されました。

講師は、中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンターの山口良枝氏で、「事業場におけるメンタルヘルスケア」をテーマに行われました。

参加者は、29名で、高井総務委員会委員長から、当協会は昨年度労働災害防止計画を制定し、平成31年に労働災害の死亡件数0件、4日以上の負傷件数を平成24～26年の平均値に対して20%の減とする目標を達成すべく今年度から活動計画を実施しており、当研修もその一環である旨の挨拶がありました。

山口講師からは、パワーポイントを基に「事業場におけるメンタルヘルスケア」、「ストレス及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識」、「メンタルヘルス教育の進め方」、「職場環境等の把握と改善の方法」について説明された後、「取組み状況の把握と情報交流」について討議がされました。



以下では、「事業場におけるメンタルヘルスケア」について講義の概要を紹介します。

## 事業場におけるメンタルヘルスケア

### 職場におけるメンタルヘルスケアの必要性

- ① 労働者の体調が不調になり、ミスやトラブルの増加と能率の低下、長期休職者や退職者の増加、職場全体のモチベーションの低下や優秀な人材の喪失により生産性が低下すること、優秀な人材の確保が困難となる。
- ② 電通事件等でも分かるように、訴訟などのリスク増加や企業イメージの低下による経費の増加やブランド力の低下に伴い企業経営に大きな損失を与える。
- ③ 優秀な人材の確保、労働者の質を維持、企業の持続的発展の維持(従業員の健康を資源ととらえる。)

したがって、企業存続のためにメンタルヘルス対策は不可欠である。

### 働く人の自殺者数と自殺者総数・交通事故による死者数・労働災害による死者数の比較

平成28年において、働く人の自殺者数：6,324人、自殺者総数：21,897人、交通事故による死者数：3,904人、労働災害による死者数972人となっており、働く人の自殺者数は、自殺者総数の約3割、交通事故による死者数よりも約1.6倍多い。

### 働く人の健康に関する事業者責任と労災認定

最高裁判所判決(平成12年3月24日最高裁第2小法廷判決)において、広告代理店従業員の過労自殺に係わる民事上の損害賠償請求事案について、「使用者は、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の健康を損なうことがないよう注意する義務を負う」との新しい判断が示され、事業者だけでなく管理監督者にも使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者に、「使用者の注意義務の内容に従って、その権限を行使する(代行管理責任)」ことがもとめられた。事業者は、労働者の健康状態を把握し、問題がある場合(危険予知義務)には業務の負荷による健康状態の悪化を防ぐための措置をとらなければならない(結果回避義務)ということが明確に示された。以後、心身の健康について事業者が配慮しなければならない重要な判例となっている。

精神障害等に係る労災認定件数は、厚生労働省の指針(平成11年9月、基発第544号・545号)や認定基準(平成23年12月26日、基発1226第1号)の制定も相俟って平成12年に36件、平成24年に475件と増加し、平成28年には498件と急増してきている。

### 精神障害等に係る労災認定要件

「心理的負担による精神障害の認定基準(平成23年12月26日付け基発1226第1号)」によれば、①認定基準の対象となる精神障害を発病していること。②認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負担が認められること③業務以外の心理的負担や個体側要因により発病したとは認められないこととなっている。

認定基準では、別表1「業務による心理的負荷評価表」により、「強」と評価されれば、認定要件②(業務による強い心理的負担)を満たすこととなる。

「心理的負荷評価表」では、具体的な出来事が示されており、出来事が継続しているか、会社としての対応をしているかによってその強度が異なるものがある。仕事の質・量にかかわるものだけでなく、人間関係・ハラスメントも評価されることを十分留意されたい。(精神障害等が生じるのは、長時間労働だけではなく、会社の経営に影響する重大なミス、業務に関連する重大な人

身事故、強姦や強制わいせつ、ひどいいやがらせや暴行、退職の強要等がある)

## 長時間労働と関連する健康等の問題

長時間労働により、疲労が蓄積し①脳梗塞、くも膜下出血、心臓疾患等による過労死②精神障害・自殺③その他の過労性の健康障害④事故・ケガが生じ貴重な人材が失われることとなる。

週40時間の勤務時間+週21時間の時間外勤務+5時間未満の睡眠の場合、心筋梗塞の発生確率がほぼ5倍になる。

「長時間労働者の健康ガイド」(独立行政法人労働安全衛生研究所)によれば、週労働時間が61時間以上(月時間外勤務約80時間以上)の場合、週労働40時間以下(月時間外勤務0時間)に比較し、心筋梗塞リスクは、1.9倍となる。

## メンタルヘルスケアの具体的な進め方

平成18年3月31日に、労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づく、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」が示され、この指針に基づき、各事業場の実態に即した形で、メンタルヘルス対策に積極的に取り組まれることが期待されている。

指針では、事業者は、事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進するため、衛生委員会等において十分調査審議をおこない、「心の健康づくり計画」を策定するとともに、その実施に当たっては、関係者に対する教育研修・情報提供を行い、「4つのケア」：セルフケア(労働者による)、ラインによるケア(管理監督者による)、事業所内産業保健スタッフ等によるケア(産業医・衛生管理者等)、事業所外資源によるケア(事業場外の機関等による)を効果的に推進し、ストレスチェック制度の活用や職場環境改善(一次予防)、メンタルヘルス不調への対応(二次予防)、職場復帰のための支援(三次予防)が円滑に行われるようにする必要があるとしている。

## 「心の健康づくり計画」で定めるべき事項

\*労働安全衛生法の改正により平成27年12月1日からストレスチェック制度の実施が事業場に義務付けされた(労働者数50人以上の事業場)。

## 作成手順等

- 事業者は、衛生委員会等において、心の健康づくり計画を調査・審議し、策定する。
- 産業医や産業保健スタッフ等の役割が定められ、計画策定や実施に関与している。
- メンタルヘルスケアについて必要な情報が、全従業員に周知されている。

## 計画内容

- ①事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関すること。  
(代表取締役等トップの表明が、特に大切である。)
- ②事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること。  
(メンタルヘルスケア推進の実務を担当する事業場内メンタルヘルス推進担当者が選任されている。)
- ③事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関すること。  
(これまでの状況や現状把握、ストレスチェック等の実施、メンタルヘルスケア推進担当者の設置、相談窓口の設置、教育研修・情報提供、職場環境改善等)
- ④メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保及び事業外資源の活用に関すること。  
(地域産業保健センター、産業保健総合支援センター、労災病院、中災防等の活用。担当者を養成研修等に参加させているか。)
- ⑤労働者の健康情報の保護に関すること。

(個人情報保護と体制の整備)

⑥心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること。

(PDCAサイクルを行っていく。)

⑦その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること。

「これまで」と「これから」のメンタルヘルス対策

これまでは、従業員が仕事上や仕事外でのストレスによりうつ病等を発症した後の健康相談、診療そして治療、職場復帰へと繋げる「個別対応」が中心であった。

これからは、①「個別対応」とともに、②「全労働者への対応」の2つを同時に進めることが重要で、②を行わないと、メンタルヘルス不調者の発生を防ぐことができない。ストレスチェック、管理職研修、全労働者研修、相談窓口の設置、産業医等保健スタッフによる支援等による未然防止・健康増進を行い、風通しの良いいきいきと働くことのできる職場を、全員参加で作っていく。事業場全体でメンタルヘルス対策に取り組むことが期待される。

職場のメンタルヘルス対策に関する主な情報報入手先

1) 岐阜県産業保健総合支援センター

(<http://www.gifus.johas.go.jp/>)

- 岐阜県下(7カ所)の地域産業保健センターにおいて、小規模事業場(50人未満)に対する登録産業医、登録保健師や労働衛生工学専門員による個別訪問支援サービスを提供している。

2) 職場のパワーハラスメント

(<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>)

- 厚生労働省が設置しているサイトでパワーハラスメント対策導入マニュアル、研修用資料等をダウンロードできる。また、セミナー等の案内もある。

3) こころの耳(厚生労働省 働く人のメンタルヘルスポータルサイト)

(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)

- セルフチェック、セルフケア、ストレス軽減ノウハウ、相談窓口案内等幅広い情報を提供している。職場改善マニュアル、職場の快適度チェックなど実践的な情報を掲載。

4) メンタルヘルス対策・過重労働対策

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>)

- 厚生労働省のサイトで、職場におけるメンタルヘルス対策等を説明している。職場の管理者や労働衛生推進担当者等に有益な情報が多い。

5) 中災防・安全衛生情報センター

(<http://www.jaish.gr.jp/information/kenkou-index.html>)

- 中央労働災害防止協会のサイトで安全衛生情報の提供を通じて、事業場の労働安全衛生活動を支援している。
  - 健康づくりの事例、メンタルヘルスケア
  - 手引き・パンフレット・関連図書
  - 疲労蓄積度チェックリスト                      等が参考となる。

別添に「取組状況チェックリスト」を掲載しますので、各事業所において課題と実行の方法を検討し、できることを一つからでもはじめてみてください。



取組み状況の把握と情報交換 メモ用紙

日時： \_\_\_\_\_ メンバー： \_\_\_\_\_

今後の課題	実行するための方法